

早めの「解散」もひとつの選択肢です

会員の減少や
高齢化で
思うような
活動ができない

活動の実績がない
状態が続いている

受託している
事業が終了し
新たな事業の
予定がない

このような場合はNPO法人の「**解散**」や「**他の法人への事業の継承**」などをご検討ください。

NPO法には休眠という考え方はなく、法人が存在する限り、事業報告書の提出等の義務が継続します。

これを怠ると**過料**に処せられること等があるほか、**認証が取り消される**とともに、取消になった法人の役員は、一定期間**別の法人の役員に就任することができない**等の不利益が生じます。

県内でも、**過料**に処せられたり、**認証取消**となる法人が毎年発生しています。

活動が休止状態であったり、様々な理由で事業の継続が難しいときなどは、「**解散**」をご検討ください。

NPO法人解散の相談窓口 長野県 企画振興部 広報・共創推進課

電話 026-235-7189 メール kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp